

(注意書)

暴力団員等に該当しない旨の**陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票 (個人の場合)

資格証明書 (法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し(宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

◆ ◆ ◆ 陳述書を記載するにあたっての注意 ◆ ◆ ◆

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人) 本人用)			
前橋地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 ☐ 令和	年()第 号	物件番号
陳述	☐ 私は、暴力団員等ではありません。		
	☐ 私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受する者ではありません。		
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりで(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。		

他者から資金を渡されるなどして買受けの申出をする場合のみチェックが必要です。

※原則チェックは不要です。

※法人用、法定代理人用も同様です。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 7月24日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 加部 祐太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月21日から 令和 7年 8月28日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年 9月 4日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所桐生支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 9月25日 午前10時00分 場 所 前橋地方裁判所桐生支部民事執行係
特別売却 実施期間	令和 7年 9月11日 午前10時00分から 令和 7年 9月11日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規 則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 7月24日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	14, 370, 000 11, 496, 000	一括	2, 874, 000	158, 419	0
1	3, 550, 000				
2	10, 820, 000				
			</		

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | みどり市笠懸町阿左美 | |
| | 地 番 | 3 5 8 3 番 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 4 2 0 . 9 7 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | みどり市笠懸町阿左美 3 5 8 3 番地 1 | |
| | 家屋 番号 | 3 5 8 3 番 1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 9 6 . 7 8 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 7 . 1 9 平方メートル |

物 件 明 細 書

令和 7年 5月26日

前橋地方裁判所桐生支部民事執行係

裁判所書記官 加部 祐太

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|-------------------------|------------------|
| 1 | 所 在 | みどり市笠懸町阿左美 | |
| | 地 番 | 3 5 8 3 番 1 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 4 2 0 . 9 7 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | みどり市笠懸町阿左美 3 5 8 3 番地 1 | |
| | 家屋 番号 | 3 5 8 3 番 1 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 9 6 . 7 8 平方メートル |
| | | 2 階 | 5 7 . 1 9 平方メートル |

令和7年(ケ)第 2号
令和7年 1月27日受理
令和7年 2月27日提出

現況調査報告書

前橋地方裁判所桐生支部

執行官 三 井 誠 ㊟

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | みどり市笠懸町阿左美 |
| | 地 番 | 3 5 8 3 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 2 0 . 9 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | みどり市笠懸町阿左美 3 5 8 3 番地 1 |
| | 家屋 番号 | 3 5 8 3 番 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレートぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 9 6 . 7 8 平方メートル
2 階 5 7 . 1 9 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	みどり市笠懸町阿左美3583番地1（住居表示未実施）	
土地	物件1	
現況地目	■宅地（物件1）	
形状	■概ね公図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり ■概ね地積測量図のとおり □土地建物位置関係図のとおり	
占有者及び占有状況	■土地所有者A □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	■土地に定着するカーポートが存在する。	
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載と概ね同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物 □附属建物） □種類： □構造： □床面積：	
物件目録にない附属建物	■ない □ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	■建物所有者A □その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	■ない □ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	■概ね建物図面（各階平面図）のとおり □土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 本件建物で妻と暮らしていましたが令和6年夏ころ転居しました。以来、本件建物は空き家でだれも使用していません。 2 本件建物は全館空調で、2階の機械室の空調設備から各室に配管されています。建物に不具合はありません。 3 太陽光発電システム（蓄電池付き）が設置されているオール電化住宅です。この太陽光発電システムは、住宅ローンとは別のローンで購入したものです。支払いが完了していません。ローン契約の内容はよくわかりません。 4 本件建物の汚水等は浄化槽で処理して敷地内の浸透枳に浸透させています。

執行官の意見

- 本件建物には蓄電池付きの太陽光発電システムが設置されており、所有者Aが委任している弁護士に照会したが回答が得られず、太陽光発電システムのローン債権者が権利行使するおそれがないとは言えないため、本件建物に設置されている太陽光発電システムは、売却対象外の動産に該当するものと思料する。

調 査 の 経 過

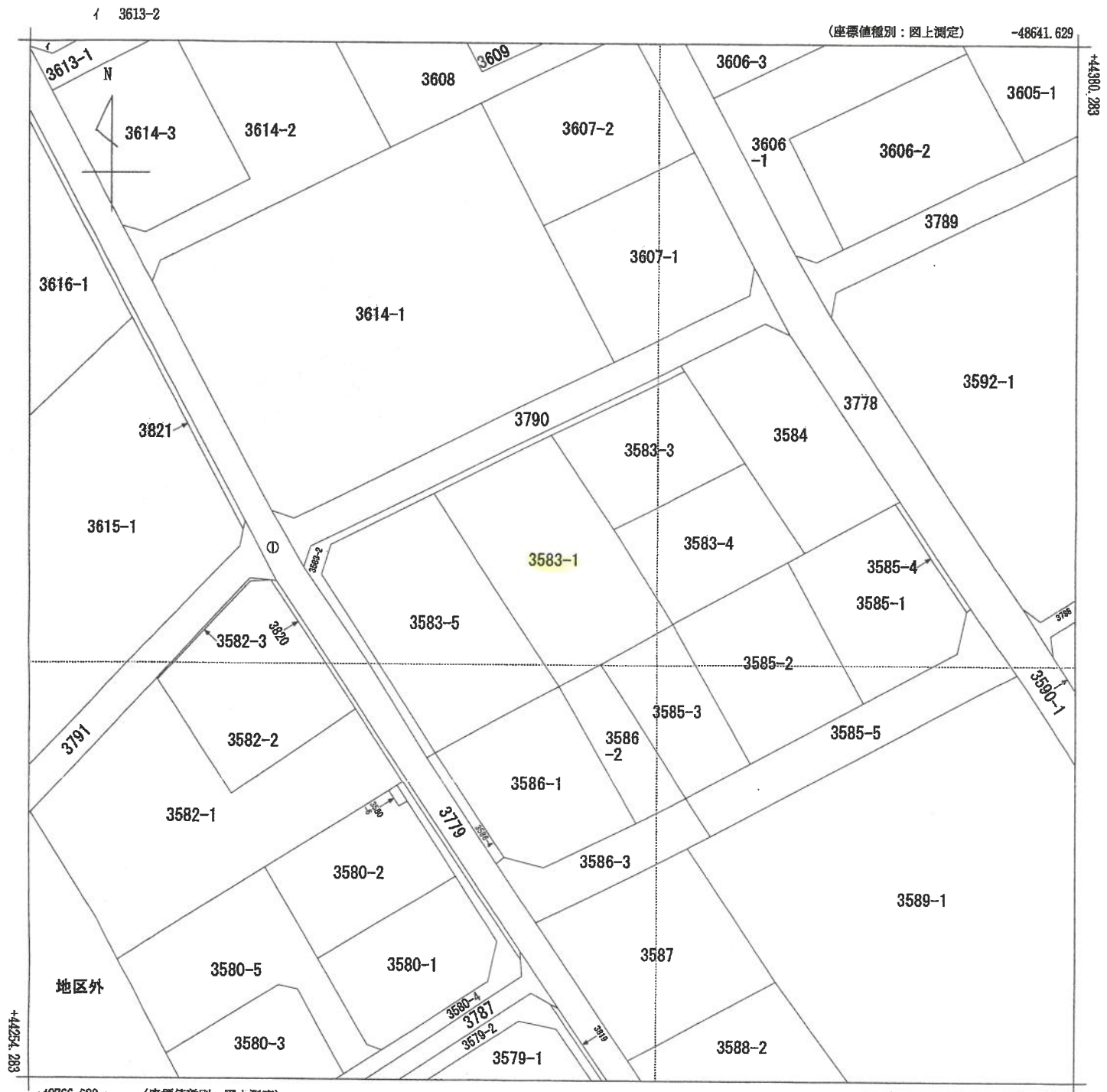
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年1月29日 15:45ー15:55	執行官室	■所有者Aに照会書を作成・送付
令和7年1月30日 11:10ー11:20	前橋地方法務局太田支局	■地積測量図、登記事項要約書、各交付 ■建物登記調査
令和7年1月30日 12:55ー13:05	物件所在地	■現地調査、写真撮影
令和7年1月30日 13:50ー14:00	みどり市役所笠懸庁舎	■家屋見取図交付
令和7年2月13日 9:45ー10:35	物件所在地	■現地（建物立入）調査、写真撮影、Aと面談
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

- ☐ 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- 令和7年2月13日 評価人同行

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)



(座標値種別：図上測定)
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出し
笠懸町阿左美

請求部	所在	みどり市笠懸町阿左美					地番	3583番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日					備付年月日(原図)	昭和45年10月3日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。
(前橋地方法務局桐生支局管轄)
令和7年1月14日
福井地方法務局

請求番号：19-1
(1/1) 登記官

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：平成28年4月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年1月30日 前橋地方方法務局桐生支局 登記官

(7 枚目)

請求番号：15-1

図を構成する各要素の識別記号				図面外記号	図面外記号	図面外記号
凡例	石	石	石	税	金	税
	コ	ン	グ	リ	ー	ト
	コ	ン	グ	リ	ー	ト
	コ	ン	グ	リ	ー	ト

地番	3583-1.-5
土地の所在	みどり市笠懸町岡左美

地積測量図

図面記載要

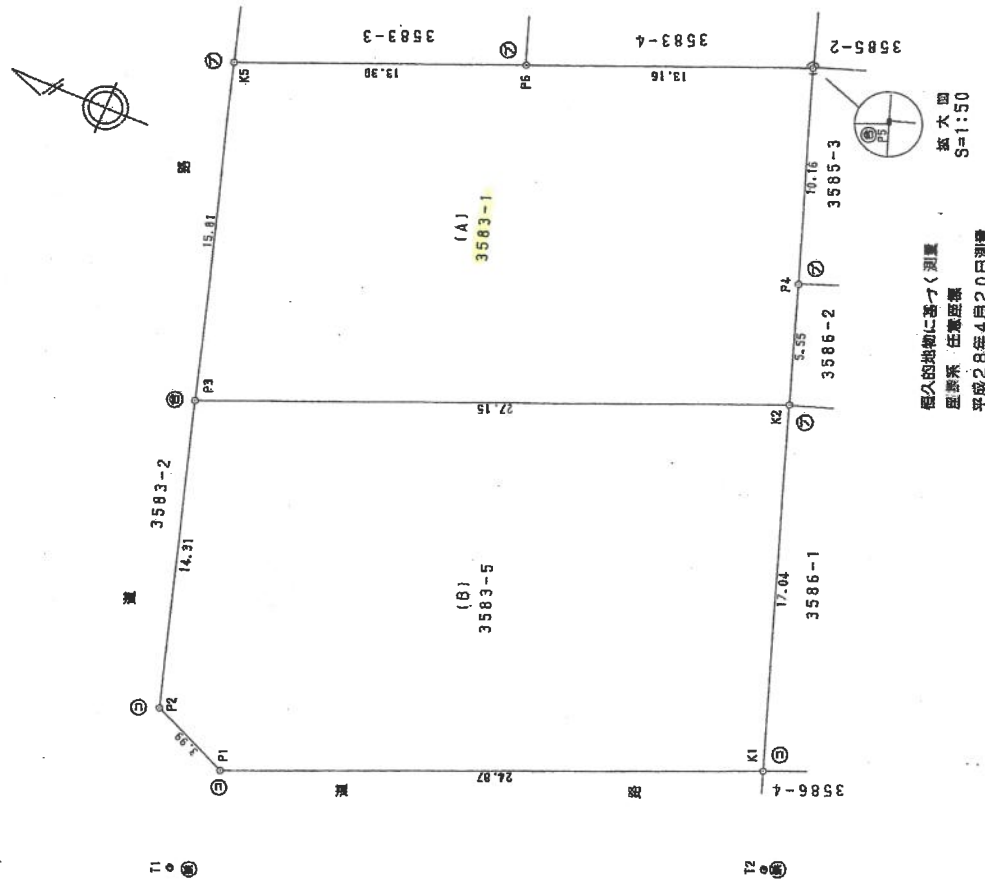
地番	3583-1				
測点	X	Y	X-X	Y(X-X)	
K3	111.932	135.561	7.724	1047.073164	
P3	107.424	120.413	-29.532	-3556.036716	
K2	82.420	130.398	-23.181	-3036.664638	
P4	84.243	136.245	5.157	702.636093	
P5	87.577	148.855	15.457	2254.495192	
P6	99.700	140.235	24.375	3430.440000	
合計			40.951	841.344055	面積
面積				420.970473	地積
地積				420.97㎡	

地番	3583-5				
測点	X	Y	X-X	Y(X-X)	
P3	107.424	120.413	20.905	2517.233765	
P2	103.325	106.702	-7.747	-826.620394	
P1	99.577	105.083	-26.502	-2784.909566	
K1	76.823	114.894	-17.257	-1982.725758	
K2	82.420	130.398	30.601	4008.669798	
合計			84.001	931.647745	
面積			84.001	465.8238725	
地積			84.001	465.82㎡	

合計 = 886.79㎡

引張点座標リスト

測点	X	Y
T1	100.000	100.000
T2	75.185	110.658



作成者

28年4月20日 作成

申請人

縮尺 1/250

A3をA4に縮小コピー

登記年月日：平成30年3月29日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(前橋地方方法務局桐生支局管轄)

令和7年1月14日

福井地方方法務局

登記官

(8 枚目)

請求番号：19-2

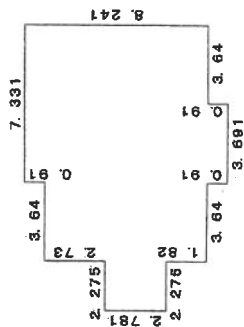
各階平面図

建物図面図

家屋番号 3583-1

建物の所在 みどり市笠懸町阿左美3583番地1

1階

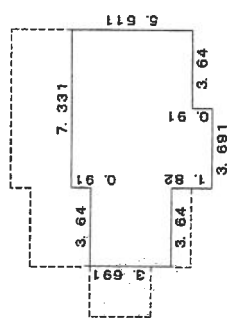


求積表

$2.275 \times 2.275 = 5.175625$
 $3.64 \times 7.331 = 26.6848$
 $3.691 \times 8.151 = 30.0972$
 $3.64 \times 8.241 = 29.9972$

計 96.7851
床面積 96.78㎡

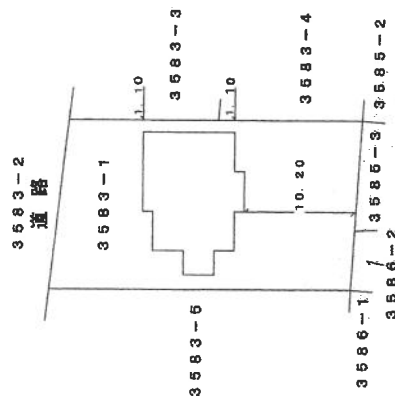
2階



求積表

$3.64 \times 3.691 = 13.4352$
 $3.691 \times 6.421 = 23.6989$
 $3.64 \times 5.511 = 20.0600$

計 57.1951
床面積 57.19㎡



作成者

作成年月日

平成30年3月26日

縮尺

1/250

申請人

縮尺

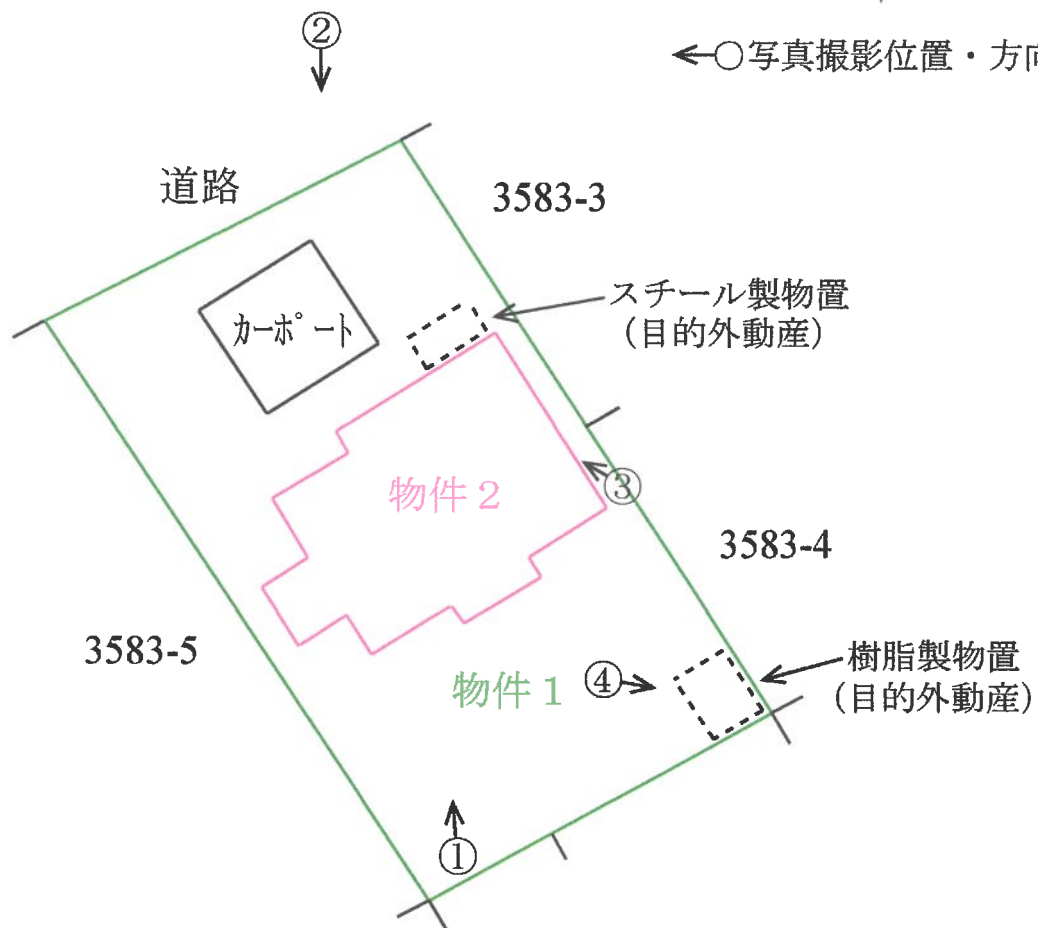
1/500

A3をA4に縮小コピー

土地建物位置関係図

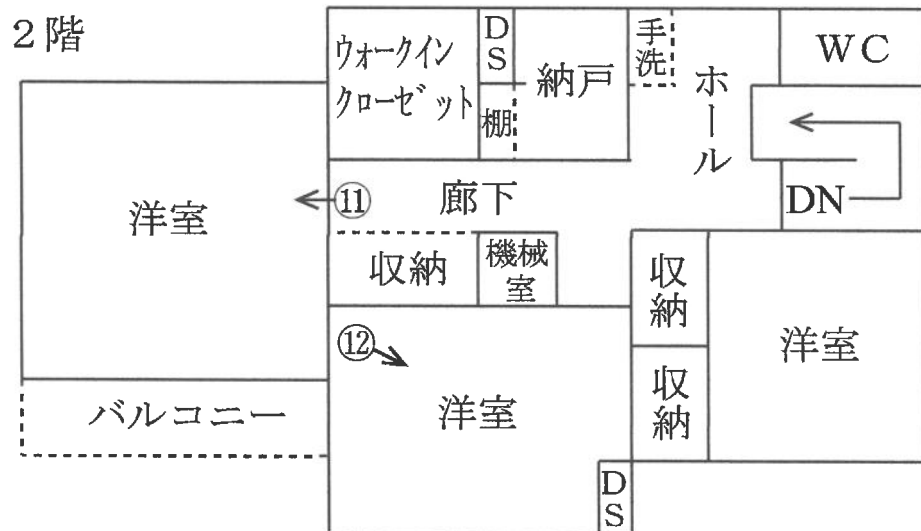
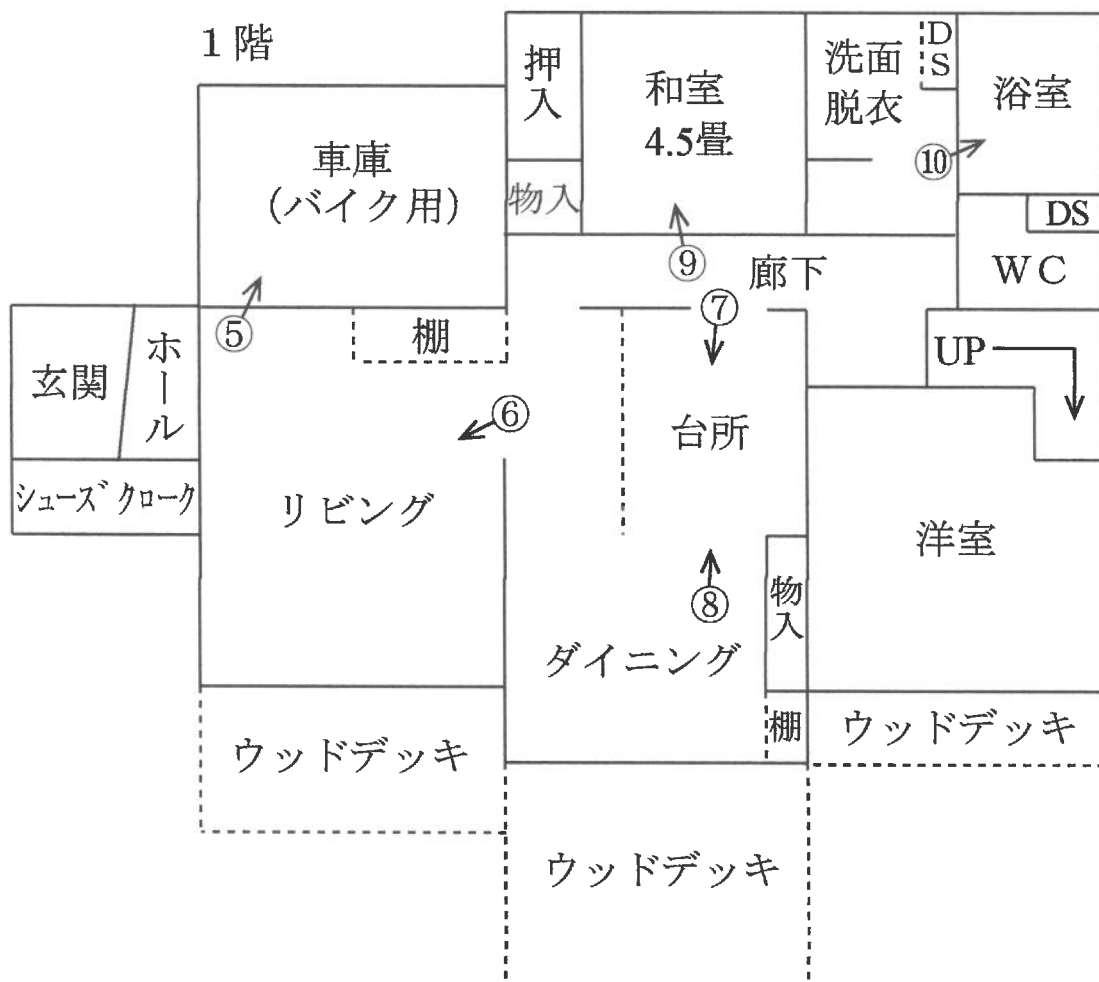


←○写真撮影位置・方向



建 物 間 取 図

←○写真撮影位置・方向





①



②



③







令和 7 年 (ケ) 第 2 号
令和 7 年 2 月 13 日
令和 7 年 2 月 28 日
評価書番号 第 277 号

現 地 調 査
評 価

前橋地方裁判所 桐生支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

吉 澤 卓 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 14,370,000 円	
内 訳 価 格	
物 件 1 (土地)	金 3,550,000 円
物 件 2 (建物)	金 10,820,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	みどり市笠懸町阿左美 3583番1 宅地 420.97㎡	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	みどり市笠懸町阿左美 3583番地1 3583番1 居宅 木造スレートぶき2階建 1階 96.78㎡ 2階 57.19㎡	同左
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR両毛線 岩宿 駅 北西 方 道路距離 約 850 m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	付近は市城南端部にあって、新旧一般住宅を中心にしてアパート等の介在する周囲に農地も多くみられる住宅地域である。最寄駅や小学校への接近性に優り生活利便性が相対的に高いうえ、南方を国道50号が通っているため、交通利便性にも恵まれている。しかしながら、西側には琴平山が南北に亘って連なっているため、地域の連続性が遮られているので、やや閉塞感を感じる面もある。近隣地域に影響を及ぼすような特段の変動要因は認められないので、当面は現状の環境が維持されるものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ペ イ 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 無指定 40%(下記風致地区による) 400% — 山寺山風致地区
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 接 道 状 況 そ の 他	420.97㎡ 間口約15.8m、奥行約26.5～27.2m ほぼ長方形 中間画地 概ね平坦地
接面道路の状況	北西側を現況幅員約4.2m舗装市道(市道認定幅員4.3m)に概ね等高に接面している。なお同市道は、建築基準法第42条第1項第1号の道路に該当する。	
土地の利用状況等	物件1は物件2の建物敷地等として利用されている。建物の配置は、附属資料「土地建物位置関係図」の通りである。	

供給処理施設	上水道 なし(特記事項参照) ガス配管 なし 下水道 なし (注)供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
特記事項	① 土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はなく、また過去の住宅地図等から鑑みて土壌汚染の可能性は低いものと思われるが、特段調査は行っていないので詳しくは不明である。 ② 周知の埋蔵文化財包蔵地には指定されていない。 ③ 水道は、西方約25m付近を南北に通る市道に本管が敷設されており、同本管から物件1内へ引き込んで使用している。 ④ 排水処理は、浄化槽の浸透式である。 ⑤ 土地に定着したカーポートが存在する。また物件1内には、売却対象外のスチール製物置、樹脂製物置が存在する。 ⑥ みどり市洪水・土砂災害ハザードマップでは、特に指定はされていない。

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成30年3月16日新築 経 過 年 数：約 7 年 経済的残存耐用年数：約 23 年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：スレート葺 外 壁：モルタル吹付 等 内 壁：ビニールクロス、化粧合板、タイル 等 天 井：ビニールクロス 等 床：フローリング、畳、クッションフロア、タイル 等 設 備：電気、空調(換気等)、衛生(給排水等) 等 そ の 他：全館空調設備、電動シャッター、自動車充電用コンセント、給湯機設備 等
床面積（現況）	登記記録の床面積と概ね同じ。 (1階 96.78㎡ 2階 57.19㎡ 合計 153.97㎡)
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：居宅 間 取 り：附属資料の「建物間取図」参照
品 等	やや優る
保守管理の状況	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特記事項	① 建物に付属する各種住宅設備等は、動作確認までは出来ないので使用可能かどうかは不明である。 ② 平成29年12月22日付(第ERI-17056148号)で建築確認、平成30年4月6日付(第ERI-17056148号)で検査済証の交付を受けている。 ③ 全館空調設備が設置されている。またオール電化住宅である。 ④ 建物に設置されている太陽光発電設備(蓄電池付き)は、「現況調査報告書」に記載の理由から売却対象外のため評価には含まない。 ⑤ 有害物質(アスベスト)の可能性は、平成18年9月の石綿障害予防規則改正によるアスベスト含有量0.1重量%超の建材禁止以降の建物に該当する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	22,100	1.01	420.97	0.90	8,460,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

基準地 みどり(県)ー4

基 準 地 価 格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $24,200 \text{ 円/㎡} \times 100.3 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 110 \div 22,100 \text{ 円/㎡}$

◇ 時 点 修 正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標 準 化 補 正 : 概ね標準的

◇ 地 域 格 差 : 街路、交通接近、環境、行政等各要因を考慮し査定した。

イ 個 別 格 差 : 1.01 [カーポート(経過年数の少ない)等を考慮]

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建 付 減 価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	225,000	153.97	0.447	15,490,000

【物件2】

経過年数約 7年、 経済的残存耐用年数 約 23年、 残価率 5% とした定率法(現価率 0.497)と観察減価法(保守管理の状態等を考慮し▲10%と査定)を併用して下記の通り査定した。

$$\text{現価率} = 0.497 \times (1 - 0.10) \div 0.447$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	8,460,000	0.30	法定地上権	2,540,000

イ 土地利用権等割合： 売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	8,460,000	－ 2,540,000		1.00	0.60	3,550,000
2	15,490,000	＋ 2,540,000	1.00	1.00	0.60	10,820,000
一括価格(合計)						14,370,000

ウ 占有減価修正： なし

エ 市場性修正： なし

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

基準地 価格【 みどり(県) — 4 】

所 在 : みどり市笠懸町阿左美1905番8

価 格 : 24,200 円/㎡

位 置 : JR両毛線 岩宿 駅から 道路距離 約 1.7 km に位置する

価 格 時 点 : 令和6年7月1日

地 積 : 349㎡

供給処理施設 : 水道

接 面 街 路 : 北7m舗装市道

用途指定等 : 非線引都市計画区域 (建ぺい率 70%、容積率 400%)

地域の概要 : 農地の間に一般住宅等が立地している住宅地域

第7 附属資料の表示

位置図

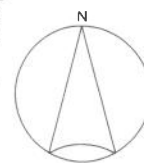
公図写

土地建物位置関係図

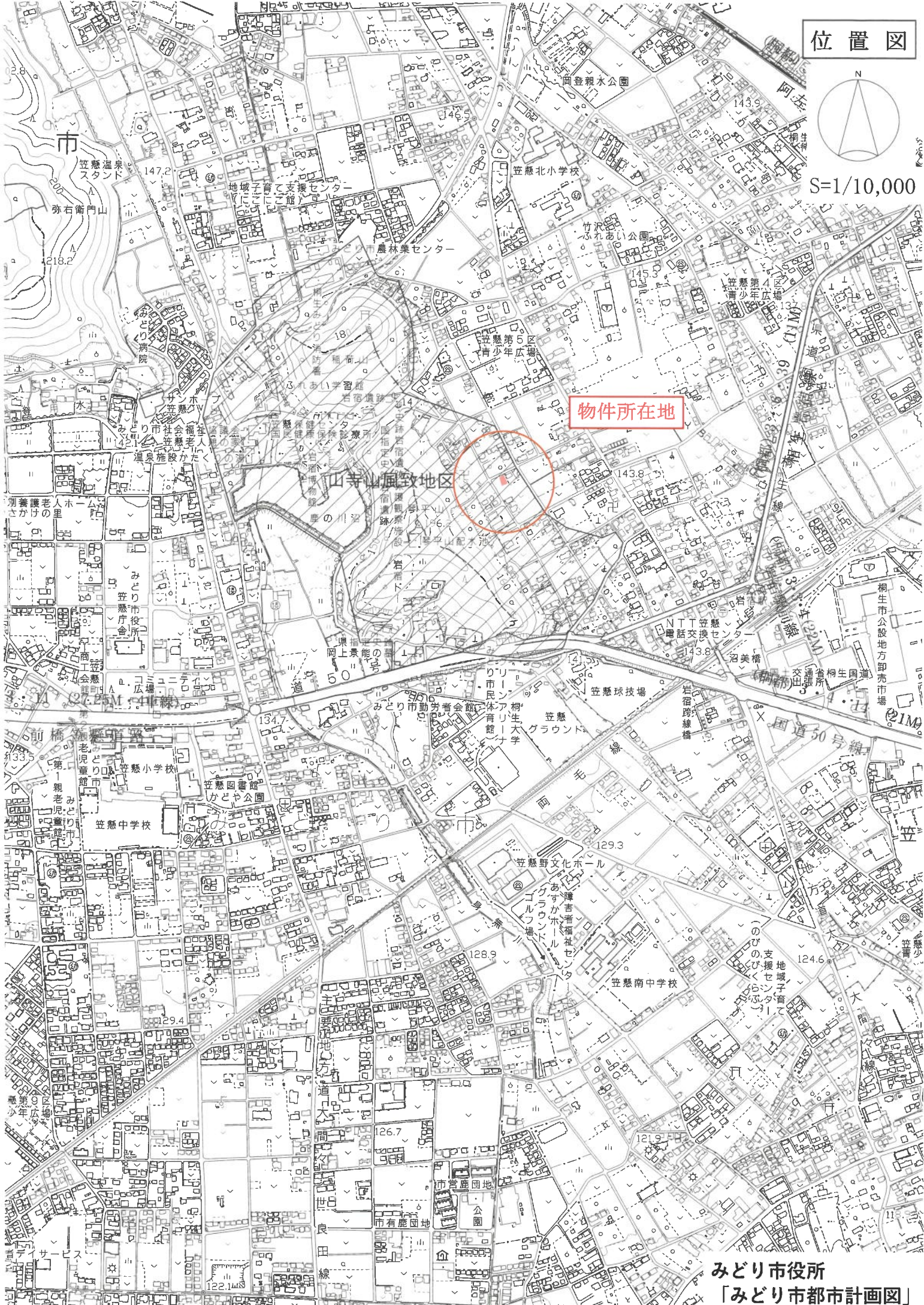
建物間取図

以 上

位置図



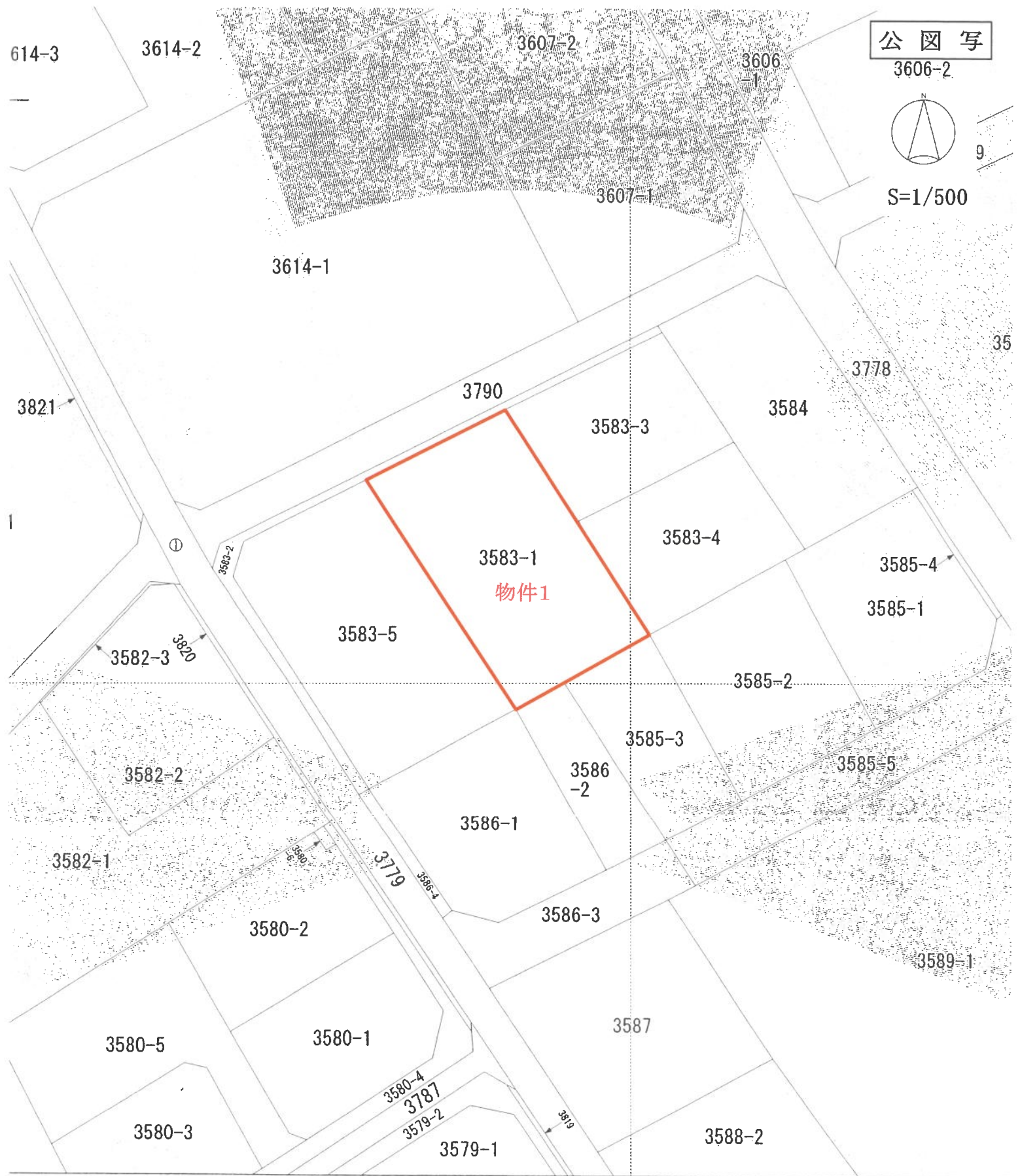
S=1/10,000



物件所在地

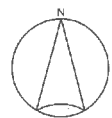
笠懸山風致地区

みどり市役所
「みどり市都市計画図」



公 図 写

3606-2



9

S=1/500

(座標値種別：図上測定)

地籍院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番
区域見出

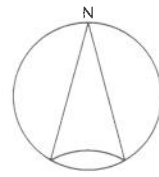
笠懸町阿

みどり市笠懸町阿左美

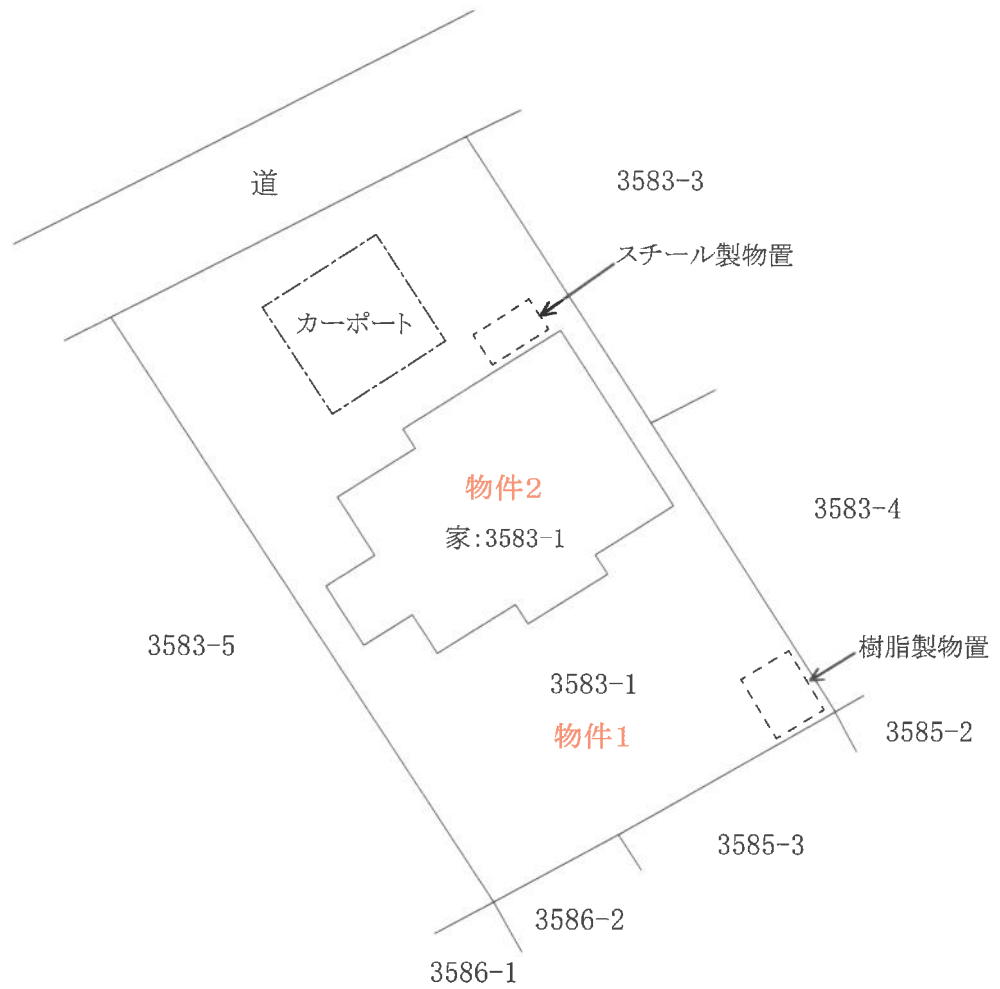
地 番 3583番1

土地建物位置関係図

【令和7年(ケ)第2号】



S=約1/300

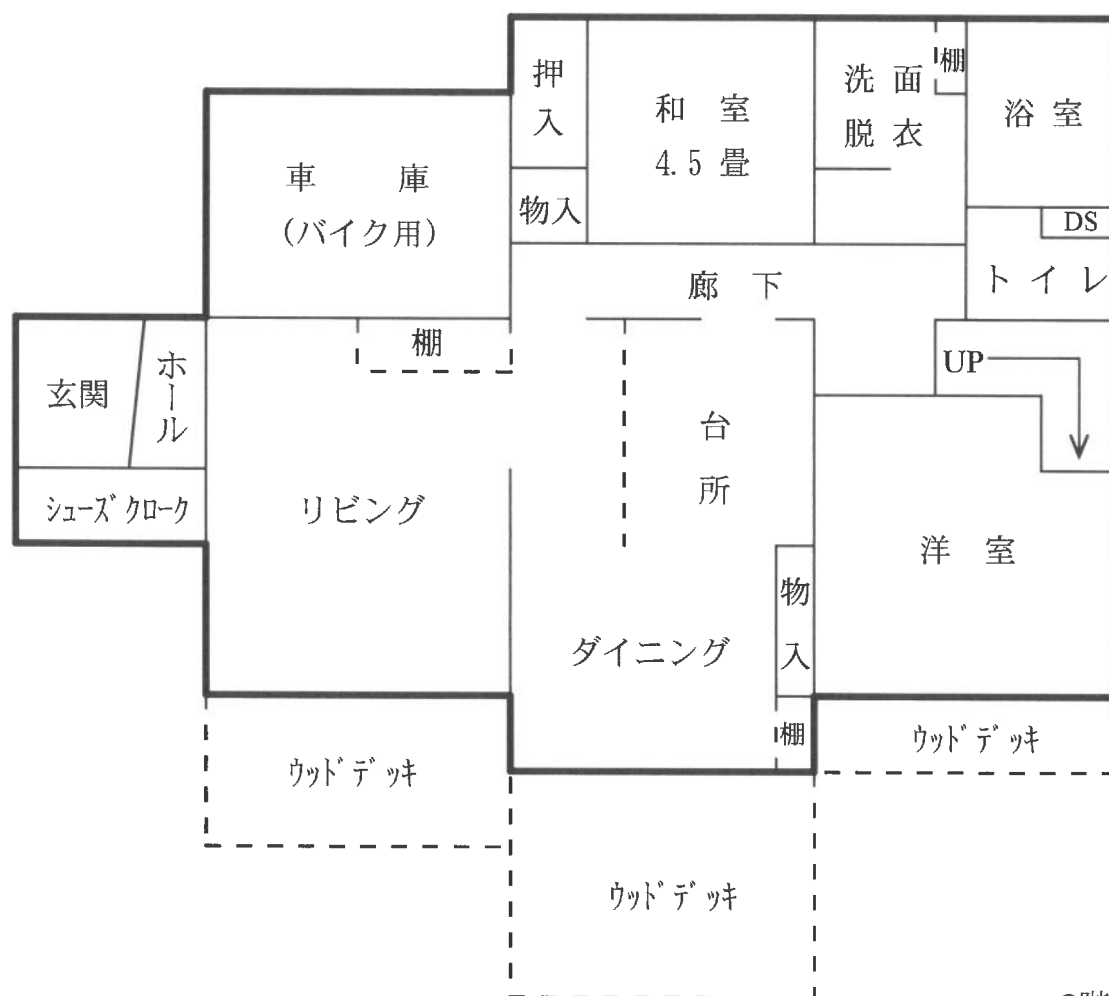


建 物 間 取 図

【令和7年(ケ)第2号】

＜物件2＞

1階



2階

